

令和 8 年第 2 回定例会 （ 令和 8 年 8 月 10 日 ）

桶 川 北 本 水 道 企 業 団 議 会 会 議 録

桶川北本水道企業団議会

令和 8 年第 2 回桶川北本水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (8月10日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議長の辞職について	5
日程の追加	5
議長の選挙について	5
日程の追加	7
会議録署名議員の追加指名	7
日程の追加	7
議会運営委員会委員の選任について	7
日程の追加	8
議会運営委員会副委員長の互選について	8
企業長の一般報告	8
企業長提出議案の上程、説明	9
監査委員の決算審査報告	25
一般質問	27

近 本 あんな 君	2 7
中 村 洋 子 君	3 2
渡 辺 ま や 君	3 4
第 7 号議案に対する質疑、討論、採決	4 3
第 8 号議案に対する質疑、討論、採決	4 3
第 9 号議案に対する質疑、討論、採決	4 4
第 1 0 号議案に対する質疑、討論、採決	4 4
第 1 1 号議案に対する質疑、討論、採決	4 5
水道事業行政視察について	4 7
特定事件の閉会中の継続審査の申し出について	4 8
閉会の宣告	4 8

桶川北本水道企業団告示第 3 5 号

令和 8 年第 2 回桶川北本水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 3 日

桶川北本水道企業団

企業長 三 宮 幸 雄

1 日 時 令和 8 年 8 月 1 0 日 (月) 午前 9 時 0 0 分

2 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

令和 8 年第 2 回桶川北本水道企業団議会定例会日程

議 事 日 程

令和 8 年 8 月 1 0 日

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議長の辞職について
- 4 企業長の一般報告
- 5 企業長提出議案の上程、説明
- 6 監査委員の決算審査報告
- 7 一般質問
- 8 議案の質疑、討論、採決
 - (1) 第 7 号議案
専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第 1 号）について）
 - (2) 第 8 号議案
専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）について）
 - (3) 第 9 号議案
桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例及び桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - (4) 第 1 0 号議案
桶川北本水道企業団給水条例の一部を改正する条例について
 - (5) 第 1 1 号議案
令和 7 年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 9 水道事業行政視察について
- 1 0 特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

令和8年第2回桶川北本水道企業団議会定例会

令和8年8月10日（月曜日）

○出席議員（9名）

1番	斉藤章君	2番	高橋誠君
3番	榊萌美君	4番	細谷文人君
5番	小久保博雅君	6番	今関公美君
7番	中村洋子君	8番	渡辺まや君
9番	近本あんな君		

○欠席議員（1名）

10番 岩崎隆志君

○説明のための出席者

企業長	三宮幸雄君	副企業長	小野克典君
監査委員	尾上健彦君	事務局長	内田賢一君
事務局 次長兼 総務課長	山本隆君	業務課長	小島純子君
給水課長	大竹俊太郎君	施設課長	中村正夫君
浄水課長	鈴木裕司君		

○職務のため出席した者の職氏名

書記	米山尚賢	書記	守屋遼太郎
----	------	----	-------

午前 9時08分 開 会

△開会及び開議の宣告

○副議長（今関公美君） 定足数に達しておりますので、令和8年第2回桶川北本水道企業団
議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○副議長（今関公美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、
ご了承願います。

△諸報告

○副議長（今関公美君） 日程に先立ちまして、諸報告をいたします。

初めに、岩崎隆志議長より欠席の届出がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

次に、企業長より、令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について、令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計継続費精算報告書について及び令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計経営健全化の審査について報告がありました。報告書の写しを配付してありますのでご覧いただきたいと思います。

△会議録署名議員の指名

○副議長（今関公美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

4番 細 谷 文 人 議員

5番 小久保 博 雅 議員

の両名を指名いたします。

△会期の決定

○副議長（今関公美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（今関公美君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

△議長の辞職について

○副議長（今関公美君） 日程第 3、議長の辞職についてを議題といたします。

岩崎隆志議長より議長の辞職願が提出されました。

辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

○事務局長（内田賢一君） 辞職願。桶川北本水道企業団議会副議長、今関公美様。

このたび、一身上の都合により令和 8 年 8 月 10 日付で桶川北本水道企業団議会議長の職を辞職したいので、許可されるよう願います。

令和 8 年 7 月 6 日、桶川北本水道企業団議会議長、岩崎隆志。

○副議長（今関公美君） お諮りいたします。岩崎隆志議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（今関公美君） ご異議なしと認めます。

よって、岩崎隆志議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

△日程の追加

○副議長（今関公美君） ただいま議長の席が空席となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（今関公美君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

△議長の選挙について

○副議長（今関公美君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（今関公美君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（今関公美君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

議長に細谷文人議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました細谷文人議員を議長の当選人と定めること
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（今関公美君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました細谷文人議員が議長に当選されました。

ただいまの選挙により議長に当選されました細谷文人議員が議場におられますので、本席
から会議規則第32条第2項の規定により、議長の当選人である旨、報告いたします。

それでは、議長に当選されました細谷文人議員より就任の挨拶をお願いいたします。

細谷議員。

○議長（細谷文人君） 皆さん、おはようございます。このたび桶川北本水道企業団議会議長
に就任させていただきました細谷でございます。議員の皆様並びに執行部の皆様の協力を得
ながら規律ある議会運営に誠心誠意努めていきたいと思っております。今後ともよろしくお
願いします。

さて、この水道企業団、昭和38年に発足したと聞いております。今年で63年になります。
水道は市民にとっては大事なインフラで、市民の生活に欠かせないものです。隣り合う北本
と桶川が協力し合い、そして議員と執行部が切磋琢磨し合い、市民の生活をさらによくして
いきたいと思います。

誠に簡単であります、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いい
たします。

○副議長（今関公美君） ただいま細谷文人議員より議会運営委員会委員の辞任願が提出され
ましたので、これを許可いたしました。

これを持ちまして、議長の職を全て終了いたします。ご協力いただきましてありがとうご

ざいました。

ここで、暫時休憩といたします。

(午前 9時14分)

○議長（細谷文人君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

(午前 9時16分)

△日程の追加

○議長（細谷文人君） お諮りいたします。ただいま会議録署名議員に欠員が生じたので、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細谷文人君） ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、指名することに決定しました。

△会議録署名議員の追加指名

○議長（細谷文人君） 会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

7番 中 村 洋 子 議員

を指名いたします。

△日程の追加

○議長（細谷文人君） お諮りいたします。先ほどの議長選挙に伴い議会運営委員会委員に欠員が生じたので、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細谷文人君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

△議会運営委員会委員の選任について

○議長（細谷文人君） お諮りいたします。議会運営委員会委員につきましては、議会運営委員会条例第3条の規定により、議長より近本あんな議員を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細谷文人君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました近本あんな議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

△日程の追加

○議長（細谷文人君） お諮りいたします。議会運営委員会副委員長の互選についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細谷文人君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会副委員長の互選についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△議会運営委員会副委員長の互選について

○議長（細谷文人君） ただいま選任されました委員の方も含めまして、議会運営委員会の方は、次の休憩中、委員会を開き、副委員長の互選を行い、その結果をご報告お願いします。それでは、暫時休憩いたします。

（午前 9時18分）

○議長（細谷文人君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前 9時20分）

○議長（細谷文人君） 議会運営委員会委員長から報告がありましたので、報告いたします。議会運営委員会副委員長には渡辺まや議員が互選されました。以上でございます。

△企業長の一般報告

○議長（細谷文人君） 日程第4、企業長より一般報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（三宮幸雄君） おはようございます。

一般報告。本日ここに令和8年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には残暑厳しい中、ご参会を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

それでは、議案の提出に先立ちまして一般報告を申し上げます。

初めに、水道料金の減免事業について申し上げます。当企業団では、桶川市及び北本市からの依頼により、物価高騰の影響を受けた市民や事業者を支援するため、官公署等を除く全ての水道使用者を対象に、水道基本料金の減免措置を実施しています。減免対象は、偶数月検針地域が4月、6月及び8月検針分、奇数月検針地域が5月、7月及び9月検針分としております。

続いて、業務量について申し上げます。令和8年6月末の給水人口は13万9,203人で、前年同期と比べて5人減少となっております。一方、給水世帯は6月末現在6万5,592世帯で、前年同期に比べて878世帯増加となりました。配水量は4月から6月までの3か月間で372万4,052立方メートルとなっており、前年度と比較しますと4万3,563立方メートル、1.2%の減少となりました。

また、料金収入であります有収水量は351万1,318立方メートル、前年度と比較して2万8,097立方メートル、0.8%の増加となりました。その結果、有収率は94.3%となり、前年同期と比べて1.8ポイント上昇となりました。

次に、ダイレクト型制限つき一般競争入札について申し上げます。本年度も設計価格1,000万円以上の工事を対象に、最低制限価格制度を設け実施し、現在までに17件の工事請負契約を締結しました。

最後に、石綿セメント管更新事業について申し上げます。石綿セメント管更新事業の本年度の事業の内訳は、桶川市内5件、北本市内8件を予定しております。既に10件の入札を執行し、残り3件につきましても年内に発注予定でございます。

以上をもちまして、企業団の主要な事業につきましての一般報告とさせていただきます。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（細谷文人君） 日程第5、企業長提出議案を上程いたします。

第7号議案から第11号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（三宮幸雄君） 提案理由の説明。

それでは、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

第7号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について）申し上げます。

第2条は、収益的収入において他会計補助金が予定した額を上回る見込みとなったため増額補正し、給水収益と消費税及び地方消費税還付金が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正するものです。令和8年3月3日、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、第8号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について）申し上げます。

第2条は、収益的収入において他会計補助金が予定した額を上回る見込みとなったため増額補正し、給水収益と消費税及び地方消費税還付金が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正するものです。令和8年7月13日、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、第9号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例及び桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費制度の改正に伴い、国に準じて所要の改正を行うものでございます。

次に、第10号議案 桶川北本水道企業団給水条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、災害その他非常の場合における給水装置工事の適正な実施を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次に、第11号議案 令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金について、剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、決算について監査委員の審査意見書をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

以上をもちまして、本定例会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局に補足して説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（細谷文人君） 総務課長。

○総務課長（山本 隆君） おはようございます。それでは、補足説明をさせていただきます。

初めに、第7号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について）申し上げます。

本案は、桶川市議会で令和8年1月28日に、北本市議会で令和8年1月30日に、水道料金軽減支援事業実施の一般会計補正予算が可決したことを受け、4月検針分から水道料金基本料金減免事業を実施するに当たり、議会を開くいとまがないことから、専決処分とさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書をご覧いただきたいと思います。

初めに、1ページでございますが、第2条の補正科目につきましては、企業長が提案理由で申し上げたものでございます。第3条は、予算4条本文括弧書き中に記載の補填財源に変更がございましたので、改めるものでございます。消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億3,549万6,000円を1億2,664万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金13億1,017万1,000円を13億1,901万8,000円に改めるものでございます。

2ページにまいりまして、補正予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の収入でございます。予算で款、項、目となっております。1水道事業収益、1営業収益の1給水収益でございますが、4月、5月、6月、7月の検針分の水道料金の基本料金を全額減免することにより水道料金収入が減少となりましたので、当初見込みよりも1億9,685万円減額の24億6,609万円とするものでございます。なお、官公署及び学校は減免の対象から除外となっております。

次に、2営業外収益の2他会計補助金でございますが、両市からの水道料金基本料金軽減支援事業の補助金予定額1億9,683万4,000円を増額するものでございます。

次に、2営業外収益の4消費税及び地方消費税還付金でございますが、今回の補正による各項目の増減額を基に消費税及び地方消費税を算出した結果、899万5,000円の減額をするも

のでございます。

水道事業収益の合計は31億8,427万円になるところでございます。

次に、3ページからの予定キャッシュフロー計算書でございますが、4ページの資金期末残高を11億7,071万4,000円と予定したところでございます。

次に、第8号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について）申し上げます。

本案は、桶川市議会で令和8年6月17日に、北本市議会で令和8年6月24日に、水道料金軽減支援事業実施の一般会計補正予算が可決されたことを受け、8月検針分から水道料金基本料金減免事業を延長するに当たり、議会を開くいとまがないことから専決処分とさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書をご覧いただきたいと思います。

初めに、1ページでございますが、第2条の補正予算科目につきましては企業長が提案理由で申し上げたものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中に記載の補填財源に変更が生じましたので、改めるものでございます。消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億2,664万9,000円を1億2,662万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金13億1,901万8,000円を13億1,904万4,000円に改めるものでございます。

2ページにまいりまして、補正予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の収入でございます。予算科目で款、項、目となっております。

1 水道事業収益、1 営業収益の1 給水収益でございますが、8月、9月の検針分の水道料金の基本料金を全額減免することにより水道料金収入が減収となりますので、当初見込みよりも1億63万6,000円減額の23億6,545万4,000円とするものでございます。なお、こちらも官公署及び学校は減免の対象から除外となっております。

次に、2 営業外収益の2 他会計補助金でございますが、両市からの水道料金基本料金軽減支援事業の補助金予定額1億23万2,000円を増額するものでございます。

次に、2 営業外収益の4 消費税及び地方消費税還付金でございますが、今回の補正による各項目の増減額を基に消費税及び地方消費税を算出した結果、12万6,000円の減額をするものでございます。

水道事業収益の合計は31億8,374万円になるところでございます。

次に、3ページからの予定キャッシュフロー計算書でございますが、4ページの資金期末

残高を11億7,038万6,000円と予定したところでございます。

次に、第9号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例及び桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費制度の改正に伴い、国に準じて所要の改正を行うものでございます。改定の内容でございますが、国家公務員等の旅費制度に合わせて日額旅費を廃止するとともに、日当については宿泊を伴う出張のみ支給する宿泊手当に改める等の改正を行うものでございます。

次に、第10号議案 桶川北本水道企業団給水条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、災害その他非常の場合における給水装置工事の適正な実施を図るため、所要の改正を行うものでございます。改正の内容でございますが、令和6年の能登半島地震では、水道業者が管理する配水管が復旧した場合であっても、個人が管理する宅内配管の復旧工事を担う工事事業者の確保が困難だったことが、復旧の遅れやそれに伴う断水の長期化の主な要因となりました。このことを踏まえ、災害その他非常の場合にあつて企業長が必要と認めるときは、他の水道事業者または他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者が給水装置工事を施工することを認めるものでございます。

次に、議第11号議案 令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。お手元に決算書及び決算参考資料を配付させていただいております。

初めに、決算書からご説明申し上げます。決算につきましては、地方公営企業法の様式に従いまして作成しております。剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づきまして利益剰余金の処分を行うため、議会のご議決をいただくものでございます。

処分額等につきましては、決算書中の剰余金処分計算書（案）にてご説明申し上げます。決算の認定につきましては、10ページの貸借対照表までになりまして、その他の書類につきましては附属書類となっております。

それでは、決算書の2ページ、3ページ目をお開きいただきたいと思います。令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計決算報告書でございます。

（1）収益的収入及び支出の収入でございます。第1款水道事業収益、当初予算額が31億465万9,000円、補正予算額といたしまして607万円の減額補正をお願いいたしまして、予算

額合計といたしまして30億9,858万9,000円に対します決算額でございますが、30億7,612万7,310円、予算額に比べ決算額の増減でございますが、2,246万1,690円予算を下回ったところでございます。備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、2億4,605万5,121円でございます。

この内訳でございますが、第1項営業収益が当初予算額が28億5,493万2,000円、補正予算額といたしまして9,606万4,000円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計27億5,886万8,000円に対します決算額が27億2,378万9,746円、増減でございますが3,507万8,254円予算を下回ったところでございます。備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、2億4,586万6,554円でございます。

次に、第2項営業外収益でございますが、当初予算額が2億4,972万7,000円、補正予算額といたしまして8,999万4,000円の増額補正をお願いいたしまして、予算額合計3億3,972万1,000円に対します決算額が3億5,233万7,564円、増減でございますが、1,261万6,564円予算を上回ったところでございます。備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、18万8,567円でございます。

次に、支出に移りまして、第1款水道事業費でございますが、当初予算額が29億8,815万5,000円、補正予算額といたしまして1,541万2,000円の増額補正をお願いいたしまして、予算額合計といたしまして30億356万7,000円に対します決算額が29億1,632万1,287円となりまして、不用額が8,724万5,713円でございます。備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税でございますが、1億4,943万6,097円でございます。

こちらの内訳でございますが、第1項営業費用でございますが、当初予算が29億7,987万5,000円、補正予算額といたしまして1,046万9,000円の増額補正をお願いいたしまして、予算額合計29億9,034万4,000円に対します決算額が29億1,178万4,343円、不用額が7,855万9,657円でございます。備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税でございますが、1億4,940万7,903円でございます。

次に、第2項営業外費用でございますが、当初予算額が328万円、補正予算額といたしまして494万3,000円の増額補正をお願いいたしまして、予算額合計822万3,000円に対します決算額が453万6,944円、不用額が368万6,056円でございます。備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税でございますが、2万8,194円でございます。

次に、第3項予備費でございますが、当初予算額合計500万円、決算額はございませんでしたので、不用額500万円でございます。

次に、4 ページ、5 ページでございますが、こちらは（２）資本的収入及び支出でございます。収入のほうから申し上げてまいります。

第 1 款資本的収入、当初予算額が 1 億 5,742 万円、補正予算額、地方公営企業法第 26 条の規定による繰越額に係る財源充当額と継続費通次繰越額に係る財源充当額はございませんでしたので、予算額合計 1 億 5,742 万円に対します決算額は 1 億 4,191 万 2,523 円、予算額に比べ決算額の増減でございますが、1,550 万 7,477 円予算を下回ったところでございます。備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、380 万 7,651 円でございます。

こちらの内訳でございますが、第 1 項関係市負担金でございますが、予算額合計 1,423 万 4,000 円に対します決算額が 1,296 万 255 円、増減でございますが、127 万 3,745 円予算を下回ったところでございます。

次に、第 2 項補助金でございますが、予算額合計 1,840 万円に対します決算額が 1,390 万円、増減でございますが、450 万円予算を下回ったところでございます。

次に、第 3 項工事負担金でございますが、当初予算額 8,974 万円に対します決算額が 7,338 万 6,468 円、増減でございますが、1,635 万 3,532 円予算を下回ったところでございます。うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、1 万 9,851 円でございます。

次に、第 4 項分担金でございますが、当初予算額 3,504 万 6,000 円に対します決算額が 4,166 万 5,800 円、決算でございますが、661 万 9,800 円予算を上回ったところでございます。備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、378 万 7,800 円でございます。

続きして、支出でございますが、第 1 款資本的支出、当初予算額が 12 億 7,527 万 7,000 円、補正予算額が 2 億 17 万 5,000 円の減額補正をお願いいたしまして、地方公営企業法第 26 条の規定による前年度からの繰越額は 704 万円、継続費通次繰越額は 3 億 71 万 7,000 円でしたので、予算額合計 13 億 8,285 万 9,000 円に対します決算額が 13 億 2,149 万 1,743 円、翌年度への繰越額といたしまして、法第 26 条の規定による繰越額が 3,014 万円、継続費通次繰越額はございませんので、翌年度繰越額は 3,014 万円となりまして、不用額が 3,122 万 7,257 円となったところでございます。備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税でございますが、1 億 1,443 万 1,104 円でございます。

この内訳でございますが、第 1 項建設改良費でございますが、当初予算額 12 億 5,018 万 7,000 円、補正予算額が 2 億 17 万 5,000 円の減額補正をお願いいたしまして、地方公営企業法

第26条の規定による前年度からの繰越額は704万円、継続費通次繰越額は3億71万7,000円となり、予算額合計13億5,776万9,000円に対します決算額が12億9,640万2,453円、法第26条の規定による繰越額が3,014万円、継続費通次繰越額はございませんので、翌年度繰越額3,014万円をごさいますして、不用額が3,122万6,547円となったところをごさいます。備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税をごさいますますが、1億1,443万1,104円をごさいます。

次に、第2項企業債償還金をごさいますますが、予算額合計2,509万円に対します決算額が2,508万9,290円をごさいますして、不用額が710円をごさいます。

この結果、資本金収入が資本金支出額に不足する額11億7,957万9,220円は、消費税及び地方消費税資本金の収支調整額1億78万2,070円、減債積立金2,508万9,290円及び過年度分損益勘定留保資金10億5,370万7,860円で補填したところをごさいます。

次に、6ページにまいりまして、水道事業損益計算書をごさいます。こちらは令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における営業成績を表したものでごさいます。

1 営業収益をごさいますますが、(1) 給水収益から(5) その他営業収益までの合計が24億7,792万3,192円、2 営業費用をごさいますますが、(1) 原水及び浄水費から(8) 資産減耗費までの合計が27億6,237万6,440円をごさいますして、2億8,445万3,248円の営業損失となったところをごさいます。

次に、3 営業外収益で(1) 受取利息及び配当金から(4) 雑収益までの合算が3億5,214万9,077円、4 営業外費用で(1) 支払利息及び企業債取扱諸費と(2) 雑支出の合計が1,179万9,191円となりまして、当年度純利益は5,589万6,638円となったところをごさいます。

こちらに前年度繰越利益剰余金1億5,096万5,353円とその他未処分利益剰余金変動額2,508万9,290円を加えました当年度未処分利益剰余金は2億3,195万1,281円となったところをごさいます。

次に、7ページにまいりまして、水道事業剰余金計算書をごさいます。こちらは1会計期間の資本の動きを表したものでごさいます。

初めに、資本金をごさいますますが、前年度末残高162億7,754万1,402円、前年度処分額といたしまして2億1,555万5,162円を資本金へ組入れいたしまして、当年度変動額はございませんでしたので、当年度末残高が164億9,309万6,564円をごさいます。

次に、剰余金の資本剰余金をごさいますますが、こちらは受贈財産評価額と分担金をごさいますして、こちらは前年度処分額及び当年度変動額はともにございませんでしたので、当年度末

残高は同額の7,341万2,046円でございます。

次に、下にまいりまして、利益剰余金の減債積立金でございますが、前年度末残高が3,344万7,623円、こちらは前年度処分額はございませんでしたので、処分後残高は同額の3,344万7,623円、当年度は企業債の償還に2,508万9,290円を取り崩しましたので、当年度末残高は835万8,333円となったところでございます。

次に、建設改良積立金でございますが、前年度末残高、当年度処分額及び当年度末残高は全てゼロ円となったところでございます。

次に、未処分利益剰余金でございますが、前年度末残高は3億6,652万515円、前年度処分額といたしまして2億1,555万5,162円、これを全て資本金へ組入れいたしまして、処分後残高、繰越利益剰余金でございますが、1億5,096万5,353円となったところでございます。当年度変動額8,098万5,928円につきましては、企業債償還に伴う振替で2,508万9,290円、当年度純利益が5,589万6,638円でございます。こちらに処分後残高1億5,096万5,353円を加えた当年度末処分利益剰余金が2億3,195万1,281円となったところでございます。

この結果、利益剰余金の当年度末残高が2億4,030万9,614円で、資本合計といたしまして、当年度末残高が168億681万8,224円となったところでございます。

次に、8ページにまいりまして、水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。こちらは、決算の認定と併せまして議会のご議決をいただきまして、処分を行うものとなっております。

初めに、資本金でございますが、当年度末残高164億9,309万6,564円、議会の議決による処分額といたしまして2,508万9,290円を利益剰余金から資本金へ組入れいたしまして、処分後残高が165億1,818万5,854円となるところでございます。

次に、資本剰余金でございますが、処分額はございません。

次に、未処分利益剰余金でございますが、当年度末残高が2億3,195万1,281円、議会の議決による処分額といたしまして2,508万9,290円でございます。こちらの内訳でございますが、資本金への組入れが2,508万9,290円でございます。処分後残高、繰越利益剰余金でございますが、2億686万1,991円となるところでございます。

次に、9ページにまいりまして、水道事業貸借対照表でございます。こちらは令和8年3月31日現在の財政状況を示しているものでございます。

まず、資産の部でございますが、1固定資産、(1)有形固定資産、こちらはイ土地、ロ建物、ハ構築物、ニ機械及び装置、ホ車両運搬具、ヘ工具器具及び備品、ト建設仮勘定でございます。有形固定資産合計が196億3,793万2,454円でございます。(2)無形固定資産

でございますが、イ電話加入権で、こちらの無形固定資産合計が34万9,268円、固定資産合計が198億3,849万7,722円となったところでございます。

次に、2 流動資産でございますが、（１）現金預金15億3,817万1,972円、（２）未収金、こちらは貸倒引当金を差し引いて3億1,440万5,207円、（３）貯蔵品4,437万7,440円、（４）有価証券5億4,563万8,750円、（５）前払金1,217万8,629円、（６）保管預り保証金10万円となりまして、流動資産合計が24億5,487万1,998円でございます。固定資産の合計と流動資産の合計、資産合計といたしまして222億9,336万9,720円となったところでございます。

次に、10ページでございますが、負債の部でございます。

3 固定負債、（１）企業債、イ建設改良費等の財源に充てるための企業債といたしまして227万8,818円、（２）引当金、イ修繕引当金、ロ退職給付引当金でございまして、引当金合計で2億8,216万円となりまして、固定負債合計といたしまして2億8,443万8,818円となったところでございます。

次に、4 流動負債、（１）企業債、イ建設改良費等の財源に充てるための企業債といたしまして607万9,515円、（２）未払金1億8,974万3,284円、（３）下水道使用料1億3,693万2,788円、（４）預り保証金10万円、（５）引当金、イ賞与引当金といたしまして2,952万5,000円、（６）その他流動負債218万4,137円となりまして、流動負債合計で3億6,456万4,724円でございます。

5 繰延収益でございますが、（１）長期前受金が106億8,382万3,410円、こちらから（２）収益化累計額58億4,627万5,456円を除きました繰延収益合計48億3,754万7,954円でございます。

負債の合計といたしまして54億8,655万1,496円でございます。

次に、資本の部に移りまして、6 資本金164億9,309万6,564円、7 剰余金、（１）資本剰余金、イ受贈財産評価額、ロ分担金でございまして、資本剰余金合計で7,341万2,046円でございます。（２）利益剰余金、イ減債積立金、ロ建設改良積立金、ハ当年度未処分利益剰余金でございまして、利益剰余金合計で2億4,030万9,614円、剰余金合計といたしまして3億1,372万1,660円となりまして、資本合計では168億681万8,224円でございます。この結果、負債資本合計といたしまして222億9,336万9,720円となったところでございます。これは、前のページの資産の合計と一致しているところでございます。

次に、11ページからは決算の附属書類となっております。これ以降は、主なところの説明とさせていただきます。

初めに、水道事業報告書でございます。１概況、（１）総括事項といたしまして、ア給水の状況でございますが、当年度における給水人口は13万9,249人で、前年度に比べ73人、0.1%減少し、給水世帯は6万6,407件で、前年度に比べ948世帯、1.4%増加となりました。

次に、19ページにまいりまして、表中段の配水状況でございますが、配水量は1,527万4,531立方メートルで、県水の受水割合は85.1%となりまして、0.1ポイント下降しております。次に、有効水量は1,435万4,237立方メートルで、5万935立方メートル、0.4%の減少でございます。有効率は94.0%となりまして、0.4ポイント下降しております。今期の一日最大配水量及び一日最小配水量は減少となりましたが、一日平均配水量は増加となっております。一番下段にございます供給単価、給水原価でございますが、供給単価は163円67銭で5円86銭減少し、給水原価は180円36銭で、前年度よりも8円60銭増加となっております。

次に、20ページにまいりまして、（２）事業収入に関する事項といたしまして、前年度と比較したものでございます。比較の部分を申し上げますと、営業収益でございますが、8,408万6,601円、3.3%の減収でございます。内訳でございますが、給水収益は9,017万1,991円、3.8%の減収となっております。こちらは8月、9月に水道料金基本料金減免事業を実施したことにより減収となっております。

次に、受託工事収益でございますが、56万4,000円、2.9%の減収となっております。こちらは給水工事収益で、給水装置工事の設計審査及び工事検査手数料は増収となりましたが、給水工事の路面復旧工事件数が減少したことで、全体では減収となっております。

次に、分担金でございますが、1,137万5,000円、14.8%の増収となっております。令和7年度は申請件数が前年度よりも77件増加し、増収となっております。

次に、公共下水道負担金でございますが、537万8,673円、6.6%の減収となっております。こちらは、負担金対象調定件数は増加しましたが、負担金単価が減少したことにより減収となっております。

次に、その他営業収益でございますが、65万3,063円、13.6%の増収となっております。給水装置工事事業者手数料は減収、関係市負担金も消火栓修繕工事費が減少したことにより減収となりましたが、雑収益では給水管破損修繕工事が増加したことにより増収となり、全体でも増収となっております。

次に、営業外収益でございますが、1億392万3,361円、41.9%の増収でございます。内訳といたしまして、受取利息及び配当金でございますが、275万5,965円、8万4,982.0%の増収となっております。こちらは国庫短期証券償還に伴い有価証券償還益が発生したことによ

るものです。

次に、他会計補助金でございますが、9,667万2,496円、6,343.3%の増収となっております。こちらは、水道料金基本料金減免事業実施に伴う両市からの事業支援補助金が発生したことによるものです。

次に、長期前受金戻入でございますが、17万9,341円、0.1%の減収となっております。こちらは、償却資産の取得のうち補助金や工事負担金等の割合分を資産の減価償却に合わせて収益化したものでございます。

次に、雑収益でございますが、467万4,241円、33.5%の増収となっております。こちらは主に水道メーター下取り購入評価額の増加により増収となっております。

合計といたしまして1,983万6,760円、0.7%の増収でございます。

次に、（３）事業費に関する事項でございます。こちらと比較の部分で申し上げます。

営業費用でございますが、1億722万9,817円、4.0%の増加でございます。内訳でございますが、原水及び浄水費144万5,936円、0.1%の増加となっております。こちらは主に浄水課職員を増員したことにより職員給与費が増加したことによるものです。

次に、配水及び給水費6,861万7,451円、18.2%の増加となっております。こちらは主に委託料で、漏水調査業務を24時間体制にしたことによるものです。

次に、受託工事費368万5,723円、23.9%の増加となっております。こちらは主に給料表の改正及び手当の支給割合の上昇により職員給与費が増加したことによるものです。

次に、業務費1,010万4,514円、6.7%の増加となっております。こちらは主に委託料で水道料金徴収業務委託費の上昇によるものです。

次に、議会費42万5,804円、8.8%の増加となっております。こちらは主に委託料で、臨時会会議録作成費用が発生したことによるものです。

次に、総係費653万8,070円、4.4%の増加となっております。こちらは主に給料表の改正及び手当の支給割合の上昇により職員給与費が増加したことによるものです。

次に、減価償却費2,423万9,159円、2.9%の増加となっております。こちらは主に配水管等の構築物の増加によるものです。

次に、資産減耗費782万6,840円、22.8%の減少となっております。こちらは主に配水管等の構築物の除却費が減少したことによるものです。

次に、営業外費用でございますが、764万5,501円、184.1%の増加でございます。こちら

の内訳でございますが、支払利息及び企業債取扱諸費86万9,048円、61.6%の減少となっております。こちらは、企業債の償還が進み、支払利息が減少したことによるものです。

次に、雑支出851万4,549円、310.3%の増加となっております。こちらは主に消費税計算上の減額調整額で、特定収入割合の増加により控除対象外消費税が増加したことによるものです。

合計といたしまして1億1,487万5,318円、4.3%の増加でございます。

次に、24ページにまいりまして、こちらはキャッシュフロー計算書でございます。令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における現金及び預金の増加及び減少を、それぞれ業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表したのとなっております。

25ページの下から2段目にございます資金期首残高は、令和6年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したのとなっております。また、一番下の資金期末残高は、令和7年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したのとなっております。今期のキャッシュフロー計算書上での資金の動きは、下から3番目にございます資金増加または減少額でございますが、5億8,564万4,030円の減少となっております。この資金を大きく減少させた原因は、令和5年度から継続費で行っていた川田谷浄水場電気設備更新工事が令和7年度に完成し、支払が発生したことによるものです。

次に、30ページにまいりまして、固定資産明細書でございます。（1）有形固定資産明細書でございますが、土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品、建設仮勘定の合計といたしまして、年度当初の現在高で388億5,251万7,758円、当年度増加額で12億1,769万3,789円、当年度減少額で3億532万346円、年度末現在高で397億6,489万1,201円でございます。対します減価償却累計額の累計が201億2,695万8,747円となりまして、年度末償却未済額が196億3,793万2,454円となったところでございます。

次に、（2）無形固定資産明細書でございますが、こちらは電話加入権で、年度当初現在高は34万9,268円、こちらは当年度の増減と当年度減価償却高はございませんでしたので、当年度末現在高は同額の34万9,268円でございます。

次に、企業債償還金でございますが、こちらは財務省財政融資資金4件と地方公共団体金融機構2件で、合わせて6件の借入れがございましたが、令和7年度に4件償還が終了いたしましたので、残りが2件となっております。企業債の未償還残高でございますが、合計835万8,333円となったところでございます。平成11年度に60億円あった未償還残高もここまです償還が進んでおります。全ての償還が終わりますのは令和9年度でございます。

以上で決算書の説明は終わりといたします。

続きまして、お手元にお配りしました決算参考資料のご説明をさせていただきます。

最初に、2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。2ページの1、令和7年度決算の概要といたしまして、(1) 供給単価及び給水原価でございますが、有収水量1立方メートル当たりの販売単価である供給単価が、製造する原価である給水原価を16円69銭下回ったという状況でございます。次に、(2) 総収益対総費用の比率でございますが、当年度は3.7ポイント下降いたしまして102.0%という状況でございます。次に、(3) 有収率でございますが、0.4ポイント下降いたしまして91.6%という結果となりました。

次に、2、業務の状況でございますが、上段から桶川市、北本市、区域外ごとの給水人口を示しております。前年度に比べ73人減少し13万9,249人となっております。下段の表は、1人1日当たりの使用水量を表した表でございますが、年間総有収水量が減少しておりますが、給水人口も減少しておりますので、1人1日当たりの使用水量は275リットル、1リットルの減となりました。

次に、6ページにまいりまして、こちらは(2) 費用構成表でございます。こちらは収益的支出の項目を予算の節の項目にまとめたものでございます。こちらの金額は1,000円単位となっております。前年度と比較いたしまして増加した項目は、主に給与費、通信運搬費、委託料、修繕費、退職手当負担金及び減価償却費でございます。一方、減少した項目は、主に受水費、支払利息及び企業債取扱諸費と資産減耗費でございます。小計といたしまして1億1,186万7,000円の増加となりました。こちらに受託工事費、不用品売却原価と長期前受金戻入を加えました合計が1億1,487万6,000円、4.3%の増加となっております。

次に、12ページにまいりまして、(3) 比較資本的収入支出でございます。こちらは予算の目の項目で前年度の決算額と対比したものとなっております。こちらにつきましては税抜きの比較額についてご説明をさせていただきます。

最初に、資本的収入でございますが、関係市負担金が前年度に比べまして395万5,875円、43.9%増収でございます。こちらは消火栓設置に伴う負担金でございますが、設置件数の増加により増収となっております。

次に、補助金でございますが、372万円、36.5%の増収でございます。こちらは生活基盤施設耐震化等補助金でございますが、災害時の避難所等までの管路の耐震化工事に対します補助金でございますが、対象工事の補助対象となる工事費が増加したことにより増収となっております。

次に、工事負担金でございますが、2億3,119万7,352円、75.9%の減収でございます。こちらですが、前年度は江川調節池整備及び土地区画整理事業に伴う工事負担金が発生しましたが、当年度は発生せず、減収となっております。

次に、分担金でございますが、487万5,000円、14.8%の増収でございます。こちらは申請件数が増加し、増収となっております。

合計といたしまして2億1,864万6,477円、61.3%の減収でございます。

次に、下の資本的支出に移りまして、建設改良費でございますが、1億8,259万787円、18.3%の増加となっております。内訳でございますが、石綿セメント管更新事業費2億6,698万4,343円、120.2%の増加となっております。こちらは主に配水管布設工事が9件増加しましたので、支出が増加となっております。

次に、配水設備費2,165万円、45.7%の減少となっております。こちらは舗装本復旧工事件数が皆減となり、配水管布設工事においても工事件数が1件減少したことにより、支出が減少となっております。

次に、配水支管整備費1,910万円、31.4%の増加となっております。こちらは配水支管整備工事で工事件数が増加したことにより、支出が増加となっております。

次に、工事請負費4,753万円、35.0%の減少となっております。こちらは久保特定土地区画整理事業に伴う配水管布設工事件数の減少に当たり、支出が減少となっております。

次に、原浄水設備改良費でございますが、4億1,149万8,000円、1,857.1%の増加でございます。こちらは浄配水場の設備更新費用で、令和5年度から継続費で行っていた川田谷浄水場電気設備更新工事が令和7年度に完成したことにより支払いが発生し、支出が増加となっております。

次に、配水設備改良費でございますが、3億6,336万5,000円、89.8%の減少でございます。こちらは配水管布設工事で前年度は継続費による大規模工事の完成が発生しましたが、令和7年度は発生しなかったことにより支出が減少となっております。

次に、建物改築費でございますが、840万円の皆減でございます。こちらは、前年度は中丸事務所の火災報知設備の更新工事が発生しましたが、令和7年度は発生しなかったことにより、支出が皆減となっております。

次に、事務費でございますが、250万4,322円、12.8%の減少でございます。こちらは主に委託料で、前年度は配水管実施設計業務が発生しましたが、当年度は発生しなかったことにより支出が減少となっております。

次に、営業設備費でございますが、7,154万2,234円、91.6%の減少でございます。こちらは、前年度は備品購入費で上下水道料金・給水管理システム機器及び給水タンク車等の高額機材の購入が発生しましたが、当年度は発生しなかったことにより支出が減少となっております。

次に、企業債償還金でございますが、2,146万5,872円、46.1%の減少でございます。こちらは、企業債の新規借入れはなく、償還が進み、支出が減少となっております。

合計いたしまして1億6,112万4,915円、15.4%の増加となっております。この下の補填財源でございますが、先ほど決算書で申し上げた不足額を補填した内容を記載してございます。

次に、14ページでございますが、5、繰入金の状況でございます。繰入金の総額は1,626万9,013円で、前年度に比べ387万2,899円、31.2%増加しました。こちらは全額、桶川市及び北本市からの繰出基準に基づいた繰入金で、児童手当負担金、消火栓補修の維持管理費及び新設の消火栓設置費になっております。

次に、6、供給単価及び給水原価の状況でございます。使用量1立方メートル当たりの供給単価は、水道料金基本料金の2か月の減免実施に伴い、前年度に比べ5円86銭、3.5%下降しました。給水原価は、給水費用が4.6%上昇し有収水量が0.3%下降したことにより、前年度に比べ8円60銭、5.0%増加となりました。

次に、18ページにまいりまして、こちらは比較貸借対照表でございます。資産及び負債・資本の項目別に前年度と対比させたものとなっております。資産につきましては、固定資産は増加しましたが流動資産が減少したため、資産合計では5億4,002万9,276円の減少となりました。一方、負債・資本は資本金が増加となりましたが、固定負債、流動負債、繰延収益及び剰余金が減少したため、負債・資本合計で5億4,002万9,276円の減少となっております。

以上で決算参考資料の説明を終わらせていただきます。

最後に、資本的収入支出の推移と補填財源の推移が書かれているA4縦1枚、こちらの表をご覧ください。こちらは令和3年度から令和7年度までの資本的収入支出の推移、補填財源の推移を表した表でございます。

一番右が令和7年度でございます。令和7年度の（1）資本的収入の合計が1億4,191万2,523円、（2）資本的支出の合計が13億2,149万1,743円でございます、（3）収支の不足が11億7,957万9,220円になったところでございます。

次に、下段の補填財源の表でございますが、令和6年度の（1）期首補填財源が23億7,739万4,749円で、（2）当年度発生額が8億1,662万7,260円でございます。上段の資本的

収支の不足額を補填するために取り崩しましたのが（３）当年度使用額でございまして、11億7,957万9,220円でございます。こちらの内訳が、①資本的収支調整額、②減債積立金、③建設改良積立金、④損益勘定留保資金でございまして、上段の資本的収支の不足額を補填した結果、令和７年度の補填財源の残高が（４）の翌年度繰越額の20億1,444万2,789円となったところでございます。

以上をもちまして第11号議案の補足説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

△監査委員の決算審査報告

○議長（細谷文人君） 日程第６、監査委員に決算審査報告を求めます。

尾上監査委員。

○監査委員（尾上健彦君） 皆さん、おはようございます。監査委員の尾上でございます。

それでは、決算審査報告を申し上げます。お手元の水道事業会計決算審査意見書の１ページをお開きください。

令和７年度桶川北本水道企業団水道事業会計決算審査意見書。

第１、審査の概要。

１、審査の対象。令和７年度桶川北本水道企業団水道事業会計決算。

２、審査日。令和８年６月29日月曜日。

３、審査の着眼点。決算審査に当たっては、企業長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、必要と認める審査手続を実施した。さらに、水道事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

４、審査の実施内容。審査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、また、関係職員から説明を聴取して、関係書類等の調査を実施した。

第２、審査の結果。

１、決算諸表について。審査に付された決算諸表は関係法令に準拠して作成されており、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

２、経営状況について。（１）経営成績及び５ページから６ページにございます（２）財政状態、そして７ページにございます（３）建設改良工事については、こちらの記載のとおりでありますので説明を省略させていただきまして、誠に恐縮ですが、７ページからの第３、

総論に移らせていただきます。

第3、総論。

1、収益的収支について。総収入は前年と比較して1,983万6,760円増収となった。これは分担金、その他営業収益、受取利息及び配当金、他会計補助金及び雑収益が増加したことが要因である。総支出は前年度と比較して1億1,487万5,318円増加となった。これは原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費、業務費、議会費、総係費、減価償却費及び雑支出が増加したことが要因である。この結果、総収入28億3,007万2,269円に対し、総費用は27億7,417万5,631円となり、純利益は前年度と比較して9,503万8,558円減益の5,589万6,638円となった。

2、資本的収支について。総収入は前年と比較して2億1,815万4,030円減収となった。これは工事負担金が減収となったことによるものである。総支出は前年度と比較して1億7,932万3,954円増加となった。これは石綿セメント管更新事業費、配水支管整備費、原浄水設備改良費が増加したことが要因である。この結果、総収入1億4,191万2,523円に対し、総支出は13億2,149万1,743円となり、差引11億7,957万9,220円の不足額が生じたが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金により補填されている。

3、まとめ。

(1) 令和7年度も人口及び有収水量が減少した。今後とも人口の減少や水需要の減少が予想されるため、給水収益の減収が見込まれる。給水人口及び有収水量だけでなく物価の動向も注視した事業運営に努めていただきたい。

(2) 有収率は91.6%で、前年と比較して0.4ポイント下降した。水道事業にとって有収率の維持向上は重要課題であるため、今後とも漏水を早期に発見し、修繕を実施し、さらに老朽化した管路の更新を進めていただきたい。

(3) 大規模地震に備えて計画的に水道施設の更新を進めていただきたい。なお、石綿セメント管更新事業については、内部留保資金の状況も勘案しながら事業を実施していただきたい。

(4) 自己水施設は、渇水及び災害時に安定した水を供給するための重要な施設である。計画的に自己水施設を更新して自己水源の確保に努めていただきたい。

(5) 令和5年度は料金回収率が100%を割り込み、適切な料金収入を確保できていない状況となったが、収支全般としてはおおむね良好である。しかし、令和8年度から県営水道

料金において受水単価が約21%値上げされ、今後も人件費や動力費等の高騰が予想される中、予定している浄水場等の更新費用を勘案すると、料金水準の妥当性について見直しをする必要がある。今後は内部留保資金や新たな課題についても検討し、さらに厳しい経営環境の中でも安心・安全な水道水の継続的な供給のため、経費の節減と収益黒字が維持できる料金体制を構築し、積極的な財源確保に努め、健全な事業運営を維持することを要望いたします。

以上でございます。

○議長（細谷文人君） ここで暫時休憩いたします。再開は午前10時40分といたします。

（午前10時29分）

○議長（細谷文人君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前10時40分）

△一般質問

○議長（細谷文人君） 日程第7、一般質問を行います。

◇ 近 本 あんな 君

○議長（細谷文人君） 通告順に従い、近本あんな議員の質問を許可いたします。

近本あんな議員。

○9番（近本あんな君） 議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、高額なコンサル費用に見合う実効性のある次期計画の策定について。

（1）令和8年度末に策定を予定している次期水道経営戦略及び管路整備計画について伺います。コンサルタント会社への業務委託に当たり、ほか自治体の使い回しのような計画にさせないため、本企業団固有の課題、人口減少や中丸浄水場の利用率103%の問題、また石戸浄水場の廃止に伴うリスク等をどのように計画に反映させるよう指示しているのか、企業団としての意向と具体的な課題提示について伺います。

2、災害時にも供給を止めないための施設耐震化・防災対策についてです。

（1）前回の質問において川田谷浄水場、中丸浄水場、加納配水場の更新優先順位や現状についての答弁がございました。これら主要な浄配水場について、最新の地震・洪水ハザードマップにおける具体的なリスク、浸水想定区域への該当や地盤の脆弱性などを企業団とし

てどう評価しているか、また、今回の更新工事において、それらの災害リスクに対応した物理的な防災対策がどのように計画されているのか伺います。

1 回目のご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（細谷文人君） 近本あんな議員の1 回目の質問が終わりました。執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山本 隆君） 質問事項1、現在策定中の水道経営戦略や管網整備計画において、企業団固有の課題を反映させるための手法についてお答えします。

企業団が認識している固有の課題は、主に3つ挙げられます。1つ目は、石戸浄水場廃止後の安定した水運用の実施、2つ目は、大規模施設更新計画の優先順位とその財源確保について、3つ目は、更新ピークを迎える管路更新費用の平準化と、その財源確保についてです。

1つ目の課題に対する企業団の意向として、石戸浄水場の廃止に伴うあらゆるリスクを回避し、最も効率的な運用方法を示しました。この検討方法として、様々な運用状況の管網解析シミュレーションをコンサルタント会社に委託しました。この解析結果を基に、更新すべき施設や運用方法の決定につきましては、浄水課で判断し、石戸浄水場は確実に廃止できると決定しました。

2つ目の課題に対する企業団の意向として、更新工事のリスク面への配慮、更新費用の圧縮及び平準化を図ることを示しました。この検討方法として、各設備の耐用年数と更新周期の見直し及び概算事業費の算出をコンサルタント会社に委託しました。また、各設備の故障のリスク及び発生による影響についても意見をいただきました。これらを基に、浄水課と水道事業基本計画改定委員で施設更新計画の優先順位について検討を行っております。

3つ目の課題に対する意向として、更新費用の圧縮及び平準化を図ることを示しました。この検討方法として、各路線の概算事業費の算出をコンサルタント会社に委託しました。これを基に、施設課と水道事業基本計画改定委員で管路更新計画の優先順位を検討しております。

このように、コンサルタント会社には専門性の高い解析作業や、時間や手間のかかる概算事業費の算出及び資料の作成などの作業を主に委託しており、計画自体の策定や最終的な決定は企業団職員が行っております。現在のところ、契約しているコンサルタント会社からは企業団の要望した資料や情報が提供され、企業団の意向を反映した計画の策定が進められております。議員ご指摘のとおり、人手不足により使い回し計画を押し進めるようなことがな

いよう、今後も企業団とコンサルタント会社の役割を明確にし、企業団の意向に沿った計画の策定を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（細谷文人君） 浄水課長。

○浄水課長（鈴木裕司君） おはようございます。質問事項2、要旨（1）についてお答えします。

主要な浄配水場における最新の地震・洪水ハザードマップ上のリスクにつきましては、施設ごとにご説明いたします。まず、洪水浸水想定区域についてでございますが、川田谷浄水場は浸水想定深さ0.5メートルから3メートルの区域に位置しております。加納配水場は浸水想定深さ0メートルから0.5メートルの区域に位置しております。中丸浄水場につきましては浸水想定区域には該当しておりません。次に、地震ハザードマップについてでございますが、想定される最大震度を申し上げますと、川田谷浄水場及び中丸浄水場は震度7、加納配水場は震度6強の区域に位置しております。

これらのリスクを踏まえまして、当企業団といたしましては、施設ごとの立地条件に応じた対応の必要性を認識しているところでございます。また、耐震化につきましては、施設の更新時に合わせて実施していく方針でございます。今後につきましても、最新のハザードマップの情報を踏まえながら、各施設のリスクに応じた防災対策の強化に努めてまいります。

また、現在対象の更新工事としまして、川田谷浄水場更新工事の基本設計を5月より進めています。川田谷浄水場の設計におきましては、測量業務と地質調査を行い、実地盤の土質柱状図より杭の長さを選定し、耐震性に優れたものにいたします。また、浸水に対する対策としましては、盛土をして地盤の高さを上げる方法や、防水壁を設置し浸水を防ぐ方法を検討しています。

以上でございます。

○議長（細谷文人君） 2回目の質問を許可します。

近本あんな議員。

○9番（近本あんな君） 1回目のご答弁ありがとうございました。順次再質問をさせていただきます。再質問は5問です。

1問目、管網整備計画を立てるに当たり、水道管の取替えや地震対策を進めるにはお金も時間も限られているため、どの水道管から順番に工事するかを決めることが欠かせないかと思ひます。企業団としてどのような基準やリスクがある場所を最優先で新しくすべき水道管

と考えていらっしゃるかを伺います。

2点目に、さきの答弁で、外部のコンサル会社に丸投げ、いわゆる使い回し計画にせず、職員や委員会が主体的に関わっているとご答弁がございました。計画を実のあるものにし、企業側の考えをしっかりと反映させるため、委員会とコンサル会社の間で具体的にどのくらい打合せを行い、どのように意見を出して修正させているのか、その実態もお伺いいたします。

3点目、川田谷浄水場は最大3メートルの浸水が想定されております。水害対策がとても重要になってまいります。さきの答弁では対策として盛土や防水壁の設置が挙げられておりました。それぞれ具体的にどんな工事になり、どれぐらいの費用がかかるのでしょうか。また、現実的かどうか、費用に見合う効果があるかという点で、どう検討されているかも伺います。

4点目、川田谷浄水場の3メートルの浸水リスクに対して、万が一敷地が水浸しになっても水道を止めない、またはすぐ復旧するような水に弱い電気の機械や制御設備を建物の2階などの高い場所へ置くことが絶対条件だと考えております。そうした重要設備をどう配置する計画なのか、お考えを伺います。

5点目、川田谷浄水場の地震対策を進めていく上で、地盤がどろどろになる液状化への配慮は欠かせません。桶川市のハザードマップで当浄水場はどのように評価されているのかお聞きします。また、今後の地質調査で液状化の危険があると分かった場合、どのような地盤改良工事や補強工事を行うかについても教えてください。よろしくお願いします。

○議長（細谷文人君） 近本あんな議員の2回目の質問が終わりました。執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山本 隆君） 近本議員の2回目の質問についてお答えします。

管路更新計画を立案する上で更新工事が優先されるべき路線は、漏水多発路線や、給水停止することが難しい配水本管や、給水停止によるリスクの大きい施設を有した路線と考えております。また、災害直後から応急活動のため緊急車両の通行を確保すべき重要な路線である緊急輸送道路については、管路が破損した場合緊急時の交通の妨げになります。当企業団給水区域内の緊急輸送道路は圏央道、国道17号、県道川越栗橋線及び鴻巣桶川さいたま線が指定されております。したがって、これらの路線も管網更新を優先すべき路線と考えております。

次に、水道事業基本計画改定委員とコンサルタント会社の打合せについてお答えします。

コンサルタント会社とは令和6年度の契約締結以降、10回以上の打合せを行い、各課選出の委員の10名と積極的な意見交換を行ってまいりました。直近でも6月と7月に打合せを実施し、コンサルタント会社の作成した各種計画案を審議し、この打合せだけでも60か所以上の修正や作り直しを依頼しました。この作成、チェック、修正のサイクルは今後も計画的に、かつ活発に進められていきますので、企業団の意向に反映した計画が作成できると考えております。

以上でございます。

○議長（細谷文人君） 浄水課長。

○浄水課長（鈴木裕司君） 2回目の質問についてお答えします。

盛土工事や防水壁の設置工事に対する費用について申し上げます。盛土工事としましては、浄水場全体の地盤高をかさ上げし高所化を図る方法と、新設する施設の出入口や搬入口を高所に設けまして建屋内への浸水を防ぐ方法がございます。浄水場全体の高所化におきましては、浄水場全体の浸水対策となりますが、高所化に伴いまして場内施設を全て更新することになりますので、現実的な案ではございません。2番目に申し上げました新設建屋の浸水対策につきましては、更新に合わせて実施できる高所化であり、概算費用は約4,000万円となります。防水壁の設置工事としましては、浄水場の周囲に防水壁を設置し、浄水場全体の浸水対策を図るものとなります。防水壁そのものが場内配管や施設更新工事の際の支障となる懸念があり、概算費用は約2億5,000万円となります。どちらも高額な費用となりますが、防災対策の強化と費用対効果を考慮し、検討してまいります。費用に見合う効果はあると考えております。

続きまして、重要設備の配置についてお答えします。一般的に浄水場の施設配置におきましては、浸水に強い機器がありますポンプ室が下に、浸水に極めて弱い電気盤、受変電設備の電気室を高所に配置いたします。議員ご指摘のとおり、主要設備が浸水しないようにできるだけ高所に配置してまいります。

続きまして、川田谷浄水場の液状化のリスクと対策についてお答えします。桶川市の地震ハザードマップの液状化可能性マップによりますと、可能性としましては、かなり低い分類でございます。一般的に液状化しやすい場所とは、水を多く含んだ緩い砂の地盤層でございます。地質調査によるボーリング調査により、地層構成と地下水位から判断しまして液状化の可能性がある場合は、構造計算により杭の長さや本数を増やす設計や、セメントなどの材料を使用した地盤を締め固めます地盤改良工事を行い対応いたします。

以上でございます。

○議長（細谷文人君） 以上をもちまして、近本あんな議員の質問を終了いたします。

◇ 中 村 洋 子 君

○議長（細谷文人君） 次に、中村洋子議員の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○7番（中村洋子君） おはようございます。一般質問をさせていただきます。

配水管布設工事の状況についてという件名1ですけれども、工事が始まってからその近辺の住民が工事を知るといふ状況もあるかと思えます。そういう生活相談をいただいたこともあるんですけれども、配水管の布設工事の始まるときに、どういう点で注意をして、また近隣への配慮をどうしているのかという質問にさせていただきました。なかなか、工事で地盤が緩んだとか、振動が激しくなったという声も聞こえますので、詳しくお答えいただきたいと思えます。

それから、親子水道教室、今年も行かれたと思えます。親子との触れ合いや、あるいは水の流れ、どういうふうな形で水道水ができていくのかという社会科勉強ということでは非常に有効かと思えます。そういう中で、日程とスケジュール、また狙いなどありましたら、お答えください。

また、水の大切さを教えるための施策について、小学校4年生、5年生で施設見学ということで学校でこちらに見学されるということも多々ありましたけれども、今はそれがやられているのかどうか、子供たちの水の大切さとか、ペットボトルでお水が買えるという今の状況の中で、やはり自然の水をどう大切にしていけるのかという点での勉強というのはとても大事だなというふうに思って、この質問にさせていただきました。ぜひよろしくお願いいたします。

以上、1回目です。よろしくお願いします。

○議長（細谷文人君） 中村洋子議員の1回目の質問が終わりました。執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○施設課長（中村正夫君） おはようございます。質問事項1、要旨（1）、（2）についてお答えいたします。

工事を実施する1か月くらい前に該当する地区の自治会長さんへ工事の概要を説明すると

ともに、回覧により地区の皆さんへ工事のお知らせを配布し、工事内容の周知とご協力をお願いしております。なお、工事区間が通学路となっている場合には、学校の担当教諭へも挨拶に伺い、工事内容や工事の時期、交通誘導員の配置などについての説明をし、児童や生徒の皆さんが安全に下校できるよう、十分な打合せを行った上で工事に着手しております。また、道路利用者へは工事の予告看板を工事区間へ設置しています。看板には工事件名、工事期間、工事の種別、発注者、受注者などの情報を記載しております。そして、工事中は交通誘導員を配置し、車両や歩行者を安全かつ円滑に誘導するよう、工事の受注者へ指導をしております。加えて、配水管布設工事後の給水切替え工事の際には断水が伴います。該当するお宅には事前に、断水する時間帯や、一時的に空気の混入や濁り水が発生する可能性があることをお伝えし、極力ご不便をおかけしないよう配慮しながら工事を実施しております。

以上でございます。

○議長（細谷文人君） 総務課長。

○総務課長（山本 隆君） 次に、質問事項2についてお答えします。今年度の親子水道教室の日程及びスケジュールについてのご質問でした。

今年度の親子水道教室は8月5日水曜日、参加者は16組38名で実施しました。朝8時に企業団を貸切大型バスで出発し、10時頃浦山ダムに到着し、約1時間30分のダム見学を実施、その後、近隣のレジャー農園に移動し昼食、川遊びや昆虫採集などを行い、15時30分頃レジャー農園を出発し、18時頃企業団に到着という行程です。

次に、質問事項3についてお答えします。水の大切さを進めるための施策についてのご質問でした。

現在、当企業団は施設見学等の一般開放は行っておりません。現在実施している施策の中でも最も人気があり、力を入れているのは親子水道教室です。コロナ禍で4年間中止していましたが、令和6年度から再開し、今年度は参加希望者が予定人数を超過し、抽せんを行うほどの盛況ぶりとなりました。

親子水道教室以外にも、両市の防災訓練で給水タンク車や非常用飲料用水袋の展示などを実施していますが、最近では防災訓練以外でも給水タンク車や応急給水について市民の皆様の説明を行う機会が増えております。出張出前講座を企画し非常時の対応やふだんの疑問について市民の皆様と直接対面でお話しし、情報を伝えることが水道事業への理解を深める有効な機会となるため、今後さらに取組を強化したいと考えております。

以上でございます。

○議長（細谷文人君） 2回目の質問を許可します。

中村洋子議員。

○7番（中村洋子君） 2回目、質問させています。

件名1の配水管布設工事の状況については、1か月前にこのように丁寧に説明をするということが分かりました。そういう中で、問合せや疑問に思ったことは水道企業団のほうにしてくださいという、恐らく電話番号も看板には入っているかと思うので、ぜひよろしく願いいたします。

親子教室についてですが、2回目、熱中症対策や、また、バスでの移動ということで、事故防止ということにどのように努力されているのかを2回目で伺いたいと思います。

3番の水の大切さを教えるためということで、今は施設見学はないという状況が分かりました。出前講座という状況で出張されているという状況がありますので、その内容について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（細谷文人君） 中村洋子議員の2回目の質問が終わりました。執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山本 隆君） 中村議員の2回目の質問についてお答えします。

親子水道教室の熱中症や事故対策についてですが、まず、出発前に参加する父兄に対し、熱中症対策についての注意喚起を徹底して行います。また、企業団としても救急セットや冷却ジェルシート及び経口補水液などを用意し、バスの中に保管しておきます。また、体調不良等で急遽帰宅をする必要が生じた場合に備え、当日は企業団から職員が迎えに行ける体制を確保しております。これら以外にも、随行職員の増員や、傷害及び熱中症保険の加入なども実施しております。

次に、出張出前講座の具体的な内容についてお答えします。出張出前講座では、非常用飲料用水袋の使い方や、写真による能登半島応急給水作業についての説明、飲料水の備蓄、市民にとって水道の知りたいことについて情報を提供したいと考えております。

以上でございます。

○議長（細谷文人君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質問を終了いたします。

◇ 渡 辺 ま や 君

○議長（細谷文人君） 次に、渡辺まや議員の質問を許可いたします。

渡辺まや議員。

○8番（渡辺まや君） 皆さん、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

先月28日に発生いたしました熊本県の最大震度7の地震から2週間ほど経過いたしました。現在もおおよそ3万5,000戸の世帯で断水が続いており、酷暑の中での復旧作業が報じられているところでございます。トイレ、食事、衛生面での支障は、まさに被災された方々の命の危険に直結する深刻な問題でございます。今回の災害を機に、全国の水道事業に関して多くの課題が報道機関で取り上げられていましたが、施設の老朽化、人口減少に伴う給水収益の減少など、極めて厳しい経営環境に直面しております。本企業団におきましても今後値上げをお願いするからこそ、より一層災害に強い強靱な水道網の構築や施設の計画的な更新を進めなければならないと感じております。そこで、今回は主に、災害時に市民の皆様に必要な水を確保できるのか、予備水源の状況確認や、今後値上げが予定されている本企業団の持続可能な運営について質問いたします。

質問事項1、持続可能な運営と安定供給について。

1、前回の一般質問の続きとなりますが、石戸浄水場の短期試験運転のスケジュールと具体的な試験内容を伺います。

2、川田谷浄水場の予備水源としての可能性について、災害時に使用可能な水源としての改修の予定はないとのことでしたが、現在予備水源として位置づける災害時の水源の確保と非常用浄水施設の状況について伺います。

3、埼玉県水道広域化検討委員会において、令和12年度までに県内12ブロック単位での広域化の実現を目指して検討を進めており、当企業団を含む第9ブロック（鴻巣市、上尾市、桶川北本水道企業団、伊奈町）では、核となる事業者を中心に近隣事業体と統合する水平統合の形態を目指しているとのことですが、現在の状況と課題を伺います。

質問事項2、料金改定について。

1、改定スケジュールの中の一つである経営審議会の構成員の詳細（人数や経歴など）と開催時期を伺います。

2、経営審議会と水道議会の関係性を伺います。

3、市民の意見をいつどのように吸い上げていくのか、具体的な時期と方法を伺います。

4、市民目線で、値上げは一気に実施するのではなく、可能な限り複数回で段階的に実施

していくことが望ましいと思いますが、執行部の認識を伺います。

5、改定後に不払いが生じた場合の対策や支援を講じていく考えはあるかを伺います。

6、令和8年の県水の料金改定における利用者への影響は、令和10年以降をめどに検討されているという認識ですが、この改定された料金の算定期間は令和7年度から令和10年度までの4年間となっております。令和11年度以降に関しても、また改定される可能性があるという認識でよいのか伺います。

質問事項3、広報についてです。前定例会でも申し上げましたが、市民の方々とお話をしています。物価高騰支援の水道料金減免事業、こちらがなかなか市民の方たちに伝わっていない現状を感じております。今後、料金改定による値上げや施設の維持などを含め、運営状況を考慮すると、水道事業を市民の皆様さらに身近に感じていただき、減免事業や安心・安全、安定供給のための日々の取組を日頃から知っていただくこともまた一つ、必要ではないかと感じており、質問をいたします。

1、水道事業に関して、現在行っている広報活動及びその媒体を伺います。

以上が第1回目の質問となります。よろしくお願いいたします。

○議長（細谷文人君） 渡辺まや議員の1回目の質問が終わりました。執行部の答弁を求めます。

浄水課長。

○浄水課長（鈴木裕司君） 質問事項1、持続可能な運営と安定供給についての要旨1についてお答えします。

試験運用としまして、3月2日から3月4日までの3日間、石戸浄水場を停止し、水運用の支障についての検証を行いました。ろ過機及び配水ポンプの稼働を停止しまして、ほかの3浄配水場での運用を行い、各浄配水場の運転方法を確認いたしました。石戸浄水場を停止しましても問題なく運用できるものと認識いたしました。また、6月25日におきましては、加納配水場更新工事に伴う配水場の停止を想定しまして、石戸浄水場及び加納配水場からの配水を停止し、中丸浄水場及び川田谷浄水場の2機場にて運用試験を行い、水の濁りや出水不良もなく、安定した運用を確認しました。石戸浄水場の運用停止を11月末と予定しております。

続きまして、要旨2についてお答えします。災害時における予備水源といたしまして、中丸浄水場の自己水を位置づけています。常時の運用といたしましては、5か所の取水井から水を汲み上げ、ろ過運用を行っていますが、渇水における取水制限や県水事故などの災害時

におきましては、6か所の取水井から汲み上げ、最大限の稼働を行い、自己水を増量し、生活用水や飲料水の確保に努めます。また、非常用浄水施設につきましては保有しておりません。非常時対策といたしまして、既存の取水井を最大限活用できるよう、浄水設備の整備、もしくは非常用浄水施設の導入については、水源や浄水能力、配水施設との接続方法、導入費用や維持費用も考慮しながら、費用対効果やほかの対策との優先順位を勘案しながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（細谷文人君） 総務課長。

○総務課長（山本 隆君） 質問事項1、要旨3の広域化の現状及び課題についてお答えします。

質問要旨中にありましたように、埼玉県水道広域化委員会は、基盤強化には広域化が有効であることから、将来の県内水道一本化を見据え、県域を12のブロックに分け、ブロック単位の早期統合を目指す提言を行いました。また、平成23年3月に改定された埼玉県水道ビジョンにおいても、基盤を強化し、恒久的に安全な水を県民に提供するために、ブロック単位の事業統合を目標としました。しかしながら、水道事業者ごとに運営状況や事業統合の必要性についての認識が異なることから、秩父地域1市4町の事業統合が実現した以外、大きな進展はありませんでした。これを踏まえ、令和5年3月に改定された埼玉県水道ビジョンでは、基盤を強化し恒久的に安全な水を県民に提供するため、将来の県内水道一本化を見据えつつ、事業統合に限定しない各水道事業者の実情に応じた多様な広域化に取り組むことを目標としました。

現在第9ブロックでは、年一、二回ではありますが、広域化検討部会や実務研究会を開催し、水道メーターの共同購入や人工衛星を利用した漏水調査等に関する検討、合同応急給水訓練等を行っております。水道メーターの共同購入に関しましても、水道事業体ごとに購入時期や購入方法及び契約方法が異なるため調整が非常に難しい状況です。今後、スケールメリットが出せるようなものについては積極的に検討を進めたいと考えております。

次に、質問事項2、要旨1の経営審議会の構成委員と開催時期についてお答えします。

経営審議会の開催は令和10年1月頃と見込んでおります。したがって、経営審議会委員の選定は令和9年7月以降に行う予定です。経営審議会委員につきましては、水道事業者等の代表が7人、桶川市及び北本市の公共的団体の長の代表が4人以内、知識経験を有する者が4人以内の合計15人以内と条例で定められております。これを踏まえ委員を募集し、委嘱す

ることになります。

次に、質問要旨 2、経営審議会と水道議会の関係性についてお答えします。

経営審議会は、企業長の諮問に応じ、水道事業の経営に関する重要な事項、具体的には料金改定の理由や改定率、予定している事業計画等について審議、答申をしていただきます。水道議会においては、この答申を踏まえ、水道料金の改定実施及びその内容についてお諮りさせていただく関係にあると考えております。

次に、質問要旨 3、市民の意見をいつどのように吸い上げていくかについてお答えします。

他団体の実例を踏まえ、これから検討を進めていくこととなりますので、具体的な方法については未定ですが、代表者の意見を積極的に取り入れたいと考えております。

次に、質問要旨 4、段階的な値上げについての執行部の認識についてお答えします。

今回の料金算定方式は、総括原価方式により算定しております。総括原価方式は、料金算定期間中の総費用を料金算定期間中の水量で割って料金単価を算出する方法です。段階的に値上げした場合、第 1 段階では総費用を賄うための収入に不足が生じ、その回収のため第 2 段階以降に負担が集中することになります。今回の料金改定の目的は、算定期間中の安定した財源の確保と負担の平準化ですので、この点では、段階を踏まず一気に改定すべきと考えております。いずれにいたしましても、これは改定率等を勘案して経営審議会や水道議会でお諮りしていただくこととなりますので、執行部はその決定に従うこととなります。

次に、質問要旨 5、不払いが生じた場合の対策や支援についてお答えします。

現在、改定の検討段階ですので、料金未納の対策や支援については検討しておりません。既に料金改定を実施した水道事業体の意見を勘案し、滞納者に対して相談等は積極的に行いますが、支援制度を新たに設けたりすることは考えておりません。

次に、質問要旨 6、令和11年度以降の県営水道料金の改定についてお答えします。

埼玉県企業局水道企画課に問い合わせたところ、現在検討中であり、令和11年度以降の値上げについては不明という回答を得ました。したがって、県営水道料金の改定の可能性につきましては申し上げることはございませんが、現在策定中の水道事業基本計画にはこれを見込んでおりません。しかしながら、県営水道料金の改定は当企業団の経営にも大きく影響するため、この件に関しましては引き続き積極的な情報収集に努めます。

質問事項 3、要旨 1、水道事業に関して現在行っている広報活動及びその媒体についてお答えします。

ウェブサイト及び広報紙「おけきたすいどうだより」において事業の情報を発信しており

ます。また、親子水道教室の実施や構成市の地域防災訓練に参加して、市民に対面して水道事業についてお伝えしております。

以上になります。

○議長（細谷文人君） 2回目の質問を許可します。

渡辺まや議員。

○8番（渡辺まや君） 1回目のご答弁ありがとうございました。順次再質問をさせていただきます。

質問事項1に関してです。石戸浄水場の廃止に関して3点、再質問いたします。試験運用の結果、3浄配水場の稼働で問題ないことが確認できたため、廃止ということでしたが、当初の計画との整合性を考慮すると、計画に合わせて行うべきだったのではないかと考えますが、認識をお伺いいたします。続きまして、石戸浄水場停止に伴い事業計画の変更点はあるか、また、廃止したことで生じる影響をどのように補い、安定性を保っていくのかをお伺いいたします。続きまして、廃止後の施設の活用予定をお伺いいたします。

続きまして、広域化に関して、近年様々な事業で広域化が推進されている傾向でございますが、いい点や課題をしっかりと精査して、必要性を考えていく必要があると感じております。そこで、再質問です。県内水道一本化とブロック単位の統合に関して、当企業団においてそれぞれのメリット、デメリットをお伺いいたします。

続きまして、予備水源に関してです。県水と自己水の割合を考慮すると、予備水源には自己水の確保が必要であると感じました。6か所の取水井を最大限に稼働させた場合の水量はどれぐらいか、また、その水量は何世帯の何日分に相当するのかを伺います。非常用浄水施設を新たに設けることは大変難しいことと承知しておりますが、6か所の取水井を活用しても間に合わない場合の対策をお伺いいたします。

続きまして、料金改定に関して再質問です。政府は来年から消費税率を1%に引き下げる方針を閣議決定いたしました。実施期間は2年間とされており、実施開始から2年後にはまた税率を8%へ戻す予定となっております。そうしたときに、前定例会の際に値上げのスケジュールで、早く令和10年以降ということでしたので、こうしたタイミングが重なると、私たち利用者への負担がより大きくなり、値上げへの理解が得られなかったり、料金回収率の低下など本企業団の影響もあるのではないかと感じております。改定率や改定期、削れる費用はないかなど、市民の皆様にも最小限の負担で、さらに内容にもご理解をいただけるように、これからさらに慎重に審議していかなくてはなりません。そこで、再質問です。

前回実施された平成5年度の経営審議会の際の改定目的と改定率や改定実施年度、その際の特徴などがあればお示しください。2点目、市民の声をどのように吸い上げていくのか、未定の段階でお答えをいただきありがとうございます。代表者の意見を積極的に取り入れたいと考えているとのことで、市民の声の反映を含めて、審議会委員の選定が重要になってくると感じました。選定は1年後のことでしたが、いつ頃から委員を募集される予定なのかと、前回の審議会委員をお示しください。続いて3点目、総括原価方式の料金算定に係る総費用について、具体的な費目を伺います。

続いて、不払いが生じた場合の対策や支援に関して再質問です。料金改定と併せて、現在の社会情勢が今後も変わらない場合、滞納者が増えてしまい、事業運営に影響が出てこないか懸念をしておりますが、現在の滞納状況や対応方法をお伺いいたします。

最後に、広報活動に関して再質問です。現在はホームページや「おけきたすいどうだより」、また水道教室で事業の周知をされているとのことで、ほかの企業団様も恐らく同じような周知方法だと思います。負担を増やし業務に支障が出てしまうのであれば難しいお話とはなりますが、桶川市も北本市もSNSで発信することに取り組んでおり、調べましたところ、北本市さんは公式のInstagramが3,286人、LINEは7,109人、桶川市はInstagramは310人ですが、LINEは5,389人の登録者でございます。両市のSNS担当課と連携したりなど、SNSを利用した広報活動も効果があるのではないかと感じますが、今後、「おけきたすいどうだより」やホームページ以外にSNSなどの媒体を活用するお考えはないかをお伺いいたします。

再質問が長くて大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（細谷文人君） 渡辺まや議員の2回目の質問が終わりました。執行部の答弁を求めます。

浄水課長。

○浄水課長（鈴木裕司君） 渡辺議員の2回目の質問についてお答えします。

平成28年3月に改定しました水道事業ビジョンでは、令和7年度に石戸浄水場を廃止としておりましたが、石戸浄水場廃止後の安定給水に不可欠な川田谷浄水場電気設備更新工事が当初計画より遅れたため、石戸浄水場の廃止時期が先送りとなっております。今後におきましては、施設更新に遅れないよう、計画スケジュールをしっかりと見極めてまいりたいと思います。

続きまして、事業計画の変更点の有無と、廃止後どのように安定性を保っていくのかにつ

いてお答えします。石戸浄水場停止に伴う事業計画の変更はございません。また、停止したことで生じる影響といたしましては、石戸浄水場で賄っていました自己水分を主に県水受水の増量にて補う形となるため、県水受水費が増加となりますが、石戸浄水場の電気料金及び修繕費の減少で抑えられる見込みでございます。

続きまして、廃止後の施設の活用予定でございますが、現時点では具体的計画は立っておりません。今後、浄配水場の更新計画を進める中で、財政面と土地の有効活用を勘案しながら検討を進めてまいりたいと思います。

続きまして、予備水源の水量についてお答えします。6か所の取水井にて作られる1日最大浄水量は、中丸浄水場のろ過機能力により時間400立方メートルで20時間稼働しました8,000立方メートルとなります。なお、1日のうち4時間はろ過機洗浄等のメンテナンスに要するための時間となります。この8,000立方メートルを災害発生時の飲料水1人1日3リットルの基準に当てはめると、約267万人分の水量であり、当企業団の給水人口13万9,203人、給水世帯数6万6,592世帯で換算しますと約19日分となります。また、最低限の生活用水1人1日20リットルの基準では、約40万人分、同じく当企業団の給水人口、給水世帯数で換算しますと約3日分に相当いたします。

続きまして、6か所の取水井を活用しても間に合わない場合の対策についてお答えします。災害時には、日本水道協会の相互応援体制により、他事業体などからの応援給水車の派遣等を要請する体制を整えており、自己水源のみで賄えない場合にはこれで対応する考えでございます。なお、川田谷浄水場及び加納配水場にありますP C配水地には緊急遮断弁を設置しておりまして、地震災害発生時には配水管路が損傷しましても配水池内の水を一定量確保できる体制としております。

以上でございます。

○議長（細谷文人君） 総務課長。

○総務課長（山本 隆君） 渡辺議員の2回目の質問についてお答えします。

県内水道一本化とブロック単位の統合に関して、企業団のメリット、デメリットについての質問でした。メリットとしては、備品の購入や委託業務においてスケールメリットが見込めることと、補助金の活用機会が多く見込めることが挙げられます。一方デメリットとしては、料金や施設更新率等の格差の平準化が難しいことや、施設の統廃合が不可能な場合、維持管理費がかさんでしまうことが挙げられます。

次に、前回実施された料金改定の改定目的、改定実施年度、改定率、特色についてお答え

します。改定の目的ですが、受水費の値上げ及び拡張事業に伴う減価償却費や企業債利息等の増加により料金回収率が100%を下回る傾向が続き、資金不足を生じるおそれが発生し、これらを回避するため料金改定を実施しました。改定実施年度は平成5年、改定率は25.88%、特色といたしましては、用途区分の簡略化及び市民生活への影響を考慮し、生活用水に使用される段階の改定率を低く抑えたことが挙げられます。

次に、経営審議会委員の公募の時期についてお答えします。予定ではございますが、令和9年7月頃から公募を開始し、令和9年11月までには決定したいと考えております。

次に、前回の経営審議会委員についてお答えします。前回の改定時の経営審議会条例では、桶川市及び北本市の市議会議員4人以内、桶川市及び北本市の区長4人以内、知識経験を有する者7人以内と定められており、委員としては、桶川市及び北本市の市議会議員4人、桶川市及び北本市の区長4人、知識経験を有する者6人に委員を委嘱しました。

次に、総括原価の内容についてお答えします。総括原価は、料金算定期間中の営業費用と資本費用の合計になります。総括原価の中での営業費用は決算の科目上の営業費用とは異なり、具体的に申し上げますと、決算科目上の営業費用から受託工事費を控除したものです。次に、資本費でございますが、こちらは支払利息と資産維持費の合計額でございます。資産維持費とは、給水サービス水準の維持向上及び水道施設維持のために再投資されるべき費用です。この維持管理費が改定率や今後の事業計画に大きな影響を及ぼしますので、水道事業体ごとに特色が表れます。今後、当企業団も資産維持費の算定に着手しますが、負担を最小限に抑えることを念頭に置き、時間をかけて検討を進めてまいります。

次に、水道料金の滞納状況や、その対応についてお答えします。納付期限からおおむね4か月以上経過し、再三相談や電話連絡、督促状の送付、催告及び給水の停水予告をしたにもかかわらず納付されない場合、停水執行を実施します。直近では令和8年7月末に37件実施しました。

次に、SNSの活用についてお答えします。組織内部では、企業団のSNS活用について、通常の一般行政組織のように多数の分野にわたる情報発信や多数のイベントを開催していないことから、更新頻度が極めて少ない運用になることが予想されます。このため、SNSを利用する目的の一つである特定アカウントの継続的なアクセスを図るには不向きであるという意見があります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、SNSの情報伝達力は圧倒的であり、今後、市民に水道事業を知ってもらうにはよい手段であることは否めません。SNSの活用につきましては今後、同規模事業体に調査を実施し、検討をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（細谷文人君） 以上をもちまして、渡辺まや議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問は全て終了いたしました。

△第7号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（細谷文人君） 日程第8、議案の質疑、討論、採決を行います。

第7号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細谷文人君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細谷文人君） 起立全員であります。

よって、第7号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

△第8号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（細谷文人君） 次に、第8号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について）を議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細谷文人君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細谷文人君） 起立全員であります。

よって、第 8 号議案 専決処分承認を求めることについて（令和 8 年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

△第 9 号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（細谷文人君） 次に、第 9 号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例及び桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細谷文人君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 9 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細谷文人君） 起立全員であります。

よって、第 9 号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例及び桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第 10 号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（細谷文人君） 次に、第 10 号議案 桶川北本水道企業団給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細谷文人君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 10 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細谷文人君） 起立全員であります。

よって、第10号議案 桶川北本水道企業団給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第11号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（細谷文人君） 次に、第11号議案 令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可します。

通告1番、中村洋子議員の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○7番（中村洋子君） 第11号、令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、質疑をいたします。

参考資料の中の12ページと13ページにわたってのところなんですけれども、執行部から説明がありましたので、分かった点もあるんですが、①として、工事負担金2億3,119万7,352円と配水設備費マイナス2,165万円、工事請負費マイナス4,753万円、配水設備改良費マイナス3億6,336万5,000円、営業設備費マイナス7,154万2,234円、それぞれの理由と内容について特徴を伺うということで、質疑をさせていただきます。

それから、2番として、資本的収支調整額1億78万2,070円、減債積立金2,508万9,190円、損益勘定留保資金10億5,370万7,860円、それぞれの繰り入れた残金をお示してください。

この2点です。よろしくお願いします。

○議長（細谷文人君） 中村洋子議員の1回目の質疑が終わりました。執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山本 隆君） 中村議員の質疑にお答えします。

参考資料12ページと13ページ記載の工事負担金、配水設備費、工事請負費、配水設備改良費及び営業設備費の減額の理由、内容についてお答えします。

初めに、工事負担金ですが、こちらは県及び土地区画整理事業に関する工事の負担金です。前年比で2億3,119万7,352円減少した理由についてですが、令和6年度は江川調節池整備に伴う配水管布設工事が5件竣工し、これにより約2億256万円の負担金が発生しましたが、

令和 7 年度は同様の工事が発生しなかったことと、土地区画整理事業に関する工事で令和 7 年度は工事件数が 5 件から 3 件に減少したことにより、約 3,406 万円負担金が減少したことが挙げられます。

次に、配水設備費ですが、こちらは配水管の新設布設工事費です。前年比で 2,165 万円減少した理由についてですが、令和 7 年度は工事件数が 7 件から 4 件に減少したことが挙げられます。

次に、工事請負費でございますが、こちらは受託による配水管等布設工事費です。前年比で 4,753 万円減少した理由についてですが、令和 7 年度は土地区画整理事業に関する工事件数が 5 件から 3 件に減少したことが挙げられます。

次に、配水設備改良費ですが、こちらは配水管の布設替え工事費です。前年比で 3 億 6,336 万 5,000 円減少した理由についてですが、工事負担金と同様に、令和 6 年度は江川調節池整備に伴う配水管布設工事が 5 件竣工し、これにより 3 億 8,697 万円の配水設備改良費が発生しましたが、令和 7 年度は江川調節池関連の工事が発生しなかったことが挙げられます。

次に、営業設備費ですが、こちらは主に配水管等の備品購入費でございます。前年度で 7,154 万 2,234 円減少した理由についてですが、令和 6 年度は給水タンク車や上下水道料金・給水管理システム機器及び上水道管路管理システムなどの高額資機材の購入が集中しましたが、令和 7 年度は高額資機材の購入が発生しなかったことが挙げられます。

次に、補填財源の内訳の残高についてお答えいたします。

資本的収支調整額ですが、こちらは収益的収支の税込額と税抜額の差額に含まれた資本的収支に関する消費税額であり、全額補填財源に使用いたしましたので、残高はありません。

次に、減殺積立金ですが、令和 6 年度末残高で 3,344 万 7,623 円のところ、令和 7 年度末に企業債償還金として 2,508 万 9,200 円取り崩しましたので、残高は 835 万 8,333 円となります。

損益勘定留保資金ですが、令和 6 年度末残高で 21 億 9,298 万 1,773 円のところ、令和 7 年度発生高が 8 億 9,251 万 12 円、令和 7 年度中使用額が 10 億 5,370 万 7,860 円取り崩しましたので残高は 17 億 9,922 万 2,465 円となります。

以上でございます。

○議長（細谷文人君） 2 回目の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○7 番（中村洋子君） 答弁の中で、12 ページの部分なんです、1 点、再度質疑したいと思います。

答弁で、配水管布設工事関連の工事件数が令和6年度と比較し、どれも減少していることは分かりました。令和7年度に配水管の工事件数を減少させた理由について伺います。

○議長（細谷文人君） 中村洋子議員の2回目の質疑が終わりました。執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山本 隆君） 2回目の質問にお答えします。

令和7年度末に、令和5年度から3年間の継続費で実施していた川田谷浄水場電気設備更新工事が竣工いたしました。この浄水場の工事の計画段階から、竣工年度には約4億円以上の支払いが発生することが見込まれ、この期間中の建設改良費全体の平準化に努めなければならないことは認識しておりました。この平準化のため、令和7年度は配水管の工事件数を抑制することで約4億3,000万円を確保し、浄水場の工事費となる原浄水設備改良費に約4億1,000万円充当した計画としました。

以上でございます。

○議長（細谷文人君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細谷文人君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細谷文人君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第11号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細谷文人君） 起立全員であります。

よって、第11号議案 令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

△水道事業行政視察について

○議長（細谷文人君） 日程第9、水道事業行政視察についてを議題といたします。

お諮りいたします。水道事業の調査研究のため、会議規則第157条の規定に基づき、当企

業団議会議員全員を新潟県の新潟市水道局信濃川浄水場及び燕・弥彦総合事務組合水道局に、令和8年10月22日から23日まで2日間派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細谷文人君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中に当企業団議会議員全員を新潟県の新潟市水道局信濃川浄水場及び燕・弥彦総合事務組合水道局に派遣することに決定いたしました。

△特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（細谷文人君） 日程第10、特定事件の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所管事項につきまして、会議規則第102条の規定により閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細谷文人君） ご異議なしと認め、議会運営委員会委員長からの申出につきましては、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△閉会の宣告

○議長（細谷文人君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和8年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 細 谷 文 人

副 議 長 今 関 公 美

署 名 議 員 小 久 保 博 雅

署 名 議 員 中 村 洋 子

参 考 資 料

議 案 の 審 査 結 果

企業長提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
7	専決処分の承認を求めることについて（令和8年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について）	8月10日	原案承認
8	専決処分の承認を求めることについて（令和8年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について）	8月10日	原案承認
9	桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例及び桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	8月10日	原案可決
10	桶川北本水道企業団給水条例の一部を改正する条例について	8月10日	原案可決
11	令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	8月10日	原案可決 及び認定